



お客さま各位

2019年6月3日
西日本シティ銀行

外貨両替における上限金額設定のお知らせ

平素は西日本シティ銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて、弊行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な取組強化の流れを踏まえ、2019年7月1日（月）より、店頭での外貨両替のお取引について、下記のとおり上限金額を設定させていただきますのでお知らせいたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 上限金額（1日あたり「円貨から外貨」「外貨から円貨」「旅行小切手」合計の金額）

預金口座のお取引	上限金額
当行に口座をお持ちのお客さま	100万円
当行に口座をお持ちでないお客さま	10万円

※ 「外貨から円貨」のお取引の場合、上限金額は当日の適用相場で換算した円貨の金額となります。

※ 短期間に複数回の外貨両替を行い、その合計額が上限金額を超える場合は、お取引をお断りする場合がございます。

※ 一部の通貨では、上記にかかわらず両替を制限させていただくことがあります。

2. お客さまへのお願い

上限金額内の外貨両替取引であっても、ご本人さまであること、および両替目的やお取引内容の確認書類のご提示をお願いする場合がございます。

また、ご提示があっても、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

以上